

第VI章

計画の実現に向けて

第VI章 計画の実現に向けて

1. 区民・事業者・行政の協働

基本構想では、区政経営の基本姿勢の一つに「区民と区との協働のまちづくり」を掲げていますが、住まいづくり施策の推進においても協働は、欠かせません。

住まいづくり施策は、区民、住まいのつくり手である事業者、行政が、各々の役割を理解し、これを果たすことが重要です。あわせて、住まいづくりにかかわる多くの課題に対して、区民・事業者・行政が一丸となって取り組み、適切な解決を図っていく必要があります。



～区民の役割～

- ・区民は、住まい手である一方で、区や事業者では十分な対応ができない、自身や地域のより身近な住まいの問題・課題については、自ら対処していく住まいのづくり手であることが求められます。
- ・高齢者向けの住まいづくりにおける生活サービスの提供や見守りなどにあたっては、自治会等の地縁組織や NPO などを通じて、区民が主体的にサービス提供の担い手となり、練馬区における生活の質の向上を図っていくことが重要です。
- ・土地・建物などの資産活用は、個人のためだけではなく、社会性を持っていることを十分に理解した上で住まいづくりに取り組むことが重要です。



～事業者の役割～

- ・事業者は、住まいのづくり手として、良質な住まいの供給や住環境の形成、また、住宅にかかわる公正な取引を行う健全な住宅市場の形成に努めることが重要です。



～区の役割～

- ・区は、区民・事業者では取り組むことが困難な住宅セーフティネットの確保に取り組んでいきます。
- ・生活の質を高める住まいづくりを支援できるよう、区民・事業者に対する情報提供や相談体制、支援策の充実を図ります。
- ・計画の実現に向けた総合的な調整を行います。



2. 多様な分野・主体の連携

- ・住まいづくり施策を効果的に展開していくために、福祉、みどり、環境、まちづくりなど、多岐にわたる住まいづくりの関連分野の施策、そして、それぞれの分野で活躍する市民組織や団体、事業者、また、国や東京都、都市再生機構などとの連携を強化していきます。
- ・その先導的な取り組みとして、「多分野を横断する重要事業」である「使える・頼れる、住まいの相談窓口の充実（重要事業6）」、「住まいのつくり手ネットワークの構築（重要事業7）」を推進していきます。

3. 計画の進行管理

- ・本計画は、住宅施策分野の上位計画として、また、関連分野との調整にかかわる指針となる計画として、その積極的な運用を図ります。
- ・練馬区が将来のまちの姿の実現に向かっているかについて、住まいづくりの視点から点検・評価し、計画の軌道修正を行っていきます。

①計画の積極的な推進・運用

- ・本計画の「住まいづくりの基本方針」をもとに、住まいづくり施策の展開に取り組みます。特に、重要事業の積極的な推進を図ります。
- ・関連分野の計画策定や施策展開あたっては、本計画との整合を図るとともに、住宅施策にかかわる計画や施策との連携・調整を図っていきます。
- ・本計画をもとに、東京都や東京都住宅供給公社、都市再生機構など、住まいづくりに関連する機関・団体との協議や調整を進めます。

②計画の点検作業

- ・「住まいづくりの基本方針」にあげた指標について、その達成状況を把握するとともに、各種統計データを用い、練馬区がおかれている状況を住まいの側面から客観的に分析します。あわせて、社会情勢や住まいづくりの潮流、区民意向などを踏まえ、本計画の理念や基本方針の妥当性を確認していきます。
- ・住まいづくり施策についても、施策の展開状況について、特に、重要事業の進捗状況や、取り組みの効果について把握・分析を行い、施策の改善点や施策の削除・追加の必要性を明らかにしていきます。

③計画の見直し

- ・点検作業の結果を踏まえ、おおむね5年後に必要な応じて見直しを行い、計画期間が終了する10年後には改定します。
- ・社会経済情勢の変化をはじめ、国や東京都の動向、区の基本構想や長期計画、関連計画の改定の状況などを踏まえ、必要な応じて見直しを行います。

